

○新規に指定を受けるとき

様式関係

①	様式第1 申請書（鑑）
②	様式第1 別表 機械器具調書
③	様式第2 誓約書

②の機械器具調書は、以下の機械器具について記載し、種別ごとに写真も貼付してください。（水道法施行規則第20条）

- 1 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
- 2 やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
- 3 トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
- 4 水圧テストポンプ

法人の場合、申請者の欄には登記簿に記載の名称を記載してください。

指定を受けられるのは登記された本店もしくは支店のみです。

湖南省内で事業を行う事業所が登記されていない場合は、様式1裏面の該当欄にご記入ください。

給水装置工事主任技術者の選任届も同時にご提出いただけます。

添付資料

	個人	法人
定款	-	○
登記簿謄本	-	○
住民票	○	-
事業所の全景と事業所内の写真	○	○

申請後、概ね14日以内に事業者証を発行します。（手続きが完了次第ご連絡します）

交付時に事業者証の受取り時に指定手数料10,000円を納付していただきますので、ご準備ください。

○給水装置工事主任技術者を選任（解任）するとき

主任技術者を選任・解任したいときに提出します。

新規に指定を受けた日から14日以内、もしくは変更のあった日から30日以内に提出することとされています。

解任をされる場合は、様式第3（申請書鑑）のみの提出で結構です。

		選任	解任
①	様式第3 申請書（鑑）	○	○
②	選任される者の給水装置工事主任技術者免状の写し	○	-
③	選任される者の雇用が確認できる書類	○	-

（代表者と同一人物の場合は不要）

②は、技術者証（カードタイプ）ではなく、免状（賞状）の写しをご提出ください。

③は、指定業者名の記載のある健康保険証や給与明細書の写し（金額は黒塗りで構いません）等をご提出ください。

○代表者や住所（所在地）等の指定事項が変更されたとき

変更のあった日から30日以内に提出することとされています。

	名称・代表者	所在地	役員	法人化
①	様式第10 申請書（鑑）	○	○	○
②	登記簿謄本（住民票）	○	○	○
③	定款（法人の場合）	○	○	○
④	様式第2 誓約書	○	-	○
⑤	事業所内外の写真	-	○	-
⑥	前回交付された事業者証	○	○	○

個人の場合は住民票、法人の場合は登記簿謄本または寄付行為

名称、代表者、住所（所在地）など事業者証に記載される項目が変更となった場合、変更箇所を更新して再発行いたしますので、必ず現在保管していただいている変更前の事業者証をご返却ください。

○指定の更新をするとき

①	新規に指定を受けるときの書類一式
②	給水装置工事主任技術者選任・解任届一式
③	指定更新時確認事項回答書

更新には新しい事業者証の交付時に手数料8,000円を納付いただきますので、ご準備ください。

※ 全ての申請において、手数料の納付・事業者証の受取りは原則来庁が必要です。